

「(仮称)西能登ウィンドファームに係る計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社Loopが、石川県輪島市及び羽咋郡志賀町において、最大で総出力102,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業者によれば、本事業者の地元説明資料には、計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)で設定した事業実施想定区域を変更した事業区域案が示されており、仮に、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)以降の手續において、配慮書の内容及びそれに対する大臣意見等を勘案しない形で対象事業実施区域を設定した場合には、配慮書手續にて回避すべき重大な環境影響を回避できないおそれに加え、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第5条の規定を満たさないおそれがある。

また、本事業の事業実施想定区域及びその周辺には、自然環境保全上重要な地域等が存在し、クマタカ等の鳥類が生息している可能性があるため、本事業の実施により、これら自然環境及び鳥類等への影響が懸念される。また、同区域及びその近隣には、多数の住居等が存在していることから、騒音や風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

したがって、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)を検討するに当たっては、環境影響評価法に基づく手續において事業実施想定区域における計画段階配慮事項の検討が極めて重要であることを十分認識し、配慮書の内容及びそれに対する大臣意見等の内容を十分に踏まえて対象事業実施区域を設定すること。また、事業実施想定区域からの絞り込みに際しては、それら検討経緯及び環境影響の重大性の整理を明確にし、方法書以降の図書に反映させること。

(2) 事業計画等の見直し

2.(1)(2)により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域及びその近隣には、多数の住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、工事中及び供用時に

おける騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針及び風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアルの環境影響評価における取扱いについて」(平成29年5月環境省)を踏まえ、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域及びその近隣には、多数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づく地すべり防止区域等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の河川源流部及び沢筋等のほか、複数の上水道の表流水の取水地点、水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の実施により、工事中の土砂又は濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川、沢筋等から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂又は濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカ等が生息している可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生及び森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

(7) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく能登半島国定公園に係る利用計画に位置付けられている「増穂浦海岸」等の園地及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく重要伝統的建造物群保存地区に指定されている「輪島市黒島地区」が存在しているほか、人と自然との触れ合いの活動の場にもなっている「高爪山」等が存在していることから、本事業の実施により、これらの重要な眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観については、専門家、関係する地方公共団体、地域住民及び能登半島国定公園の管理者・利用者等の意見を踏まえること。